

認可保育所  
設置・運営者  
募集要項  
(事前協議随時受付)

平成30年4月

浦安市健康こども部

保育幼稚園課

# 目 次

## A. 募集概要

A 1. 対象となる施設	2
A 2. 整備対象地域	2
A 3. 開所日	2
A 4. 整備物件に求める要件	3
A 5. その他整備に関する留意事項	3
A 6. 応募資格	4

## B. 運営に関する要件

B 1. 受入年齢	4
B 2. 定員	4
B 3. 開所時間	4
B 4. 休所日	5
B 5. 給食	5
B 6. 職員配置	5
B 7. 通常保育以外の事業（サービス）について	5
B 8. その他運営に関する要件	5

## C. 協議

C 1. 事前協議方法	6
C 2. 事前協議書類の帰属	6
C 3. 失格要件	6
C 4. その他	7

## D. 補助金

D 1. 整備費に対する補助金	8
D 2. 運営費に対する補助金	8

## E. 問い合わせ

E 1. 問い合わせ	9
------------	---

## A. 募集概要

浦安市では、待機児童の解消及び保育サービスの拡大を目的に、本市からの整備費補助を受けて認可保育所を整備する事業者を募集いたします。

### A 1. 対象となる施設

---

賃貸物件を活用して整備を行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく認可を受けて開設する認可保育所。その他、賃貸物件ではなく創設をお考えの場合は、ご相談ください。

### A 2. 整備対象地域及び募集施設数

---

#### 【整備対象地域】

当代島1～3丁目、猫実3～5丁目、北栄1～4丁目、堀江2～5丁目、富士見1～5丁目

上記の地域は、あくまで重点地域です。上記以外の開所を妨げるものではありませんので、上記以外でお考えの場合は、ご相談ください。

#### 【募集施設数】

予算の範囲内

下記区域については、上記にかかわらず整備対象の除外区域とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に基づく許可を受けた営業所（以下「風俗営業所」という。）の周囲100メートル（風俗営業所が都市計画法に定める用途地域である商業地域に所在する場合は70メートル）以内と推定される区域
- (2) 整備計画地近隣に既存の認可保育所がある場合、市境に近い場合等、その位置関係によっては認可保育所の設置が認められないことがありますのでご相談ください。

### A 3. 開所日

---

平成31年4月1日～（千葉県による認可が前提です）

平成31年度途中や平成32年4月1日以降に開園を希望する場合は、施設設置地域における保育ニーズ、保育所運営費に関する本市の予算状況等を勘案して協議を行います。開園希望日をお示しください。

#### A 4. 整備物件に求める要件

---

賃貸物件であって、下記の要件をすべて満たす物件とします。

- (1) 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 12 月 21 日条例第 85 号)、保育所の設置認可に関する基準の要件を満たす施設を整備できること。また、保育所の設置認可等に関する要綱を出来る限り遵守すること。
- (2) 既存建物である場合は、確認申請書、確認済証及び検査済証が交付されていること。ただし、検査済証が交付されていない建物で、国土交通省が示している「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」により既存不適格建物と判定される建物については、所要の改善をして要件を満たすものとする。
- (3) 建築基準法上の用途を「保育所」とするか、既存建物である場合は確実に「保育所」に用途変更できること。なお、延床面積が 100 ㎡以下で建築確認を行わない場合であっても、建築基準法及び同法施行令上の保育所の基準を満たす旨の一級建築士による証明を必要とする。
- (4) 抵当権等の制限物権がついていないことが望ましい。
- (5) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号)に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。
- (6) 原則として地上権や賃借権を設定すること。または建物の賃貸借契約期間を 10 年以上(開設予定日を起点とする)とすること。
- (7) 本申請時点で賃貸借契約またはその予約契約を締結しているか、貸主との間で契約を締結することの合意を得ること。合意にあたっては、貸主・借主双方の記名捺印をした書面を必要とする。なお、合意書面には仲介人の記名捺印もあることが望ましい。
- (8) 上記のほか、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)」の定めによること。

#### A 5. その他整備に関する留意事項

---

- (1) 開設日の 1 か月前までに検査済証の交付を受ける(用途変更の場合は工事完了報告書を提出する)よう工事工程を組むこと。
- (2) 申請事業者自らが、設置・運営事業者として決定された後に近隣住民等に対する認可保育所の整備・開設に係る周知・説明を実施すること。
- (3) 騒音等の環境面に配慮するとともに、近隣住民との調整、紛争解決など、申請事業者の責任において誠意を持って対応すること。
- (4) 整備に際しては、管轄の消防署及び市川保健所に相談し、指示・指摘等を受けた場合はそれに従うこと。

- (5) 補助金交付の対象となる工事請負の契約等については、浦安市契約事務規則を遵守すること。

## **A 6. 応募資格**

---

事業者は、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 法人格を有しているか、開設日までに認可保育所を運営する法人を設立する者。
- (2) 事業者自らが、当該施設を設置し、運営すること。
- (3) 本市の保育・教育行政をよく理解し、積極的に協力することができること。
- (4) 社会的信用を有しており、資金計画および事業計画、経営主体の経営が健全かつ安定していること。また、本事業を実施するにあたって必要な資金を準備できること。
- (5) 事業者が現に運営している施設について、所管官庁の直近の監査等により、重大な改善命令や指摘を受けていないこと。
- (6) 当該法人、及びその代表者が国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 事業者が民事再生法に規定する再生手続きの開始、又は破産法に基づく破産手続きの開始決定を受けていないこと、もしくはこれらの手続きを申請していないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号））又はその構成員でないこと。

## **B. 運営に関する要件**

### **B 1. 受入年齢**

---

生後 57 日～小学校就学前

### **B 2. 定員**

---

概ね 60 名以上

下の年齢児より少ない定員を上の子で設定することは認められません。

### **B 3. 開所時間**

---

7：00～20：00

延長保育時間を含めた開所時間は、平日・土曜日ともに上記を原則とします。開所時間について希望がある場合は、ご相談ください。なお、この時間帯を超えて開所することは妨げません。

#### **B 4. 休所日**

---

次に掲げる日を休所日とします。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）

#### **B 5. 給食**

---

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、保育所の設置認可に関する基準、保育所の設置認可等に関する要綱、その他関係法令の要件を遵守すること。

#### **B 6. 職員配置**

---

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、保育所の設置認可に関する基準、保育所の設置認可等に関する要綱、その他関係法令の要件を遵守すること。

#### **B 7. 通常保育以外の事業（サービス）について**

---

設置する認可保育所の施設設備や職員を活用して通常保育（延長保育を含む）以外の事業（サービス）を実施する場合、事業の内容によっては「浦安市子ども・子育て支援事業計画」との整合性をとるため、または認可施設としての実施の妥当性を確認するため、浦安市や千葉県との調整が必要となる場合があります。なお、通常保育以外の事業を実施する場合は、職員配置や施設設備等において、事業が継続的に実施できる体制を整えてください。

#### **B 8. その他運営に関する要件**

---

- (1) 事業者選定後、市と事業者間で施設内容、運営内容に関して基本協定を取り交わします。
- (2) 開園から最低 10 年間は運営継続するものとし、事業から撤退する場合は、相当の期間において市に届け出るものとします。
- (3) 支給認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用について、浦安市で行う利用調整の結果を受けた利用の要請に応えるものとします。
- (4) 実費徴収や上乗せ徴収を求める場合は、あらかじめ市と協議し、了承を得るものとします。

## C. 協議

### C1. 事前協議方法

---

#### 【申込書類の配付場所】

浦安市公式ホームページ、浦安市役所健康こども部保育幼稚園課

#### 【申込書類の提出場所及び方法】

電話（047-712-6442）で日時をご予約のうえ、保育幼稚園課に持参してください。

#### 【質問事項の提出方法】

質問事項については、書面を持参するか、電子メールでお願いします。軽易な問い合わせ等は、電話でもかまいません。

#### 【申込書類等の配付及び提出時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜日及び祝日を除く）

#### 【提出書類】

運営法人に係る概要調書（別紙様式第2号）

認可保育所設置計画概要書（別紙様式第4号）

認可保育所運営計画概要書（別紙様式第5号）

資金計画書（別紙様式第6号）

### C2. 事前協議書類の帰属

---

提出していただいた事前協議書類については、本市に帰属するものとし、原則として返却しません。

### C3. 失格要件

---

以下のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽があった場合
- (2) 事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 過去3か年の間に実施された、申請者が運営する児童福祉施設、認可外保育施設及び申請者の本部等に対する社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、地方公共団体が定める基準または要綱その他の関係法令及び通知等（以下「関係法令」という。）に基づく報告、質問、立入検査または調査等（以下「監査」という。）（過去3か年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査）の結果、監査実施機関

から受けた指示、勧告または命令等に従わなかった等の事案から、関係法令を遵守して認可保育所を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合

- (5) 財務状況及び経営状況に、保育所の安定的な運営に支障が生じる恐れがある問題があると認められる場合
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の適用を受け、申請者に財産的能力がなくなると認められる場合
- (7) 刑事事件その他の不祥事により、申請者の信用が失墜したと認められる場合
- (8) 次のいずれかに該当する場合

ア 申請者または申請者の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者。以下「役員等」という。）が浦安市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 29 日条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、または暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）であると認められる場合。または暴力団若しくは暴力団員等が申請者の事業経営に実質的に関与していると認められる場合

イ 申請者または申請者の役員等が、自己、自社・法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合

ウ 申請者または申請者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合

エ 申請者または申請者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

- (9) その他、関係法令に違反すると認められる場合

#### C 4. その他

---

- (1) 施設整備、設置認可申請、開設に至るまでの準備手続については、千葉県及び浦安市と十分に協議しながら進めることとします。
- (2) 選定後に申請内容を変更する場合には、浦安市と協議の上、合意することを要します。
- (3) 選定後であっても、本要項、申請内容及び関係法令等に基づいた認可保育所の設置・運営が行えないと判断される場合は、選定を取り消すことがあります。
- (4) 開設後に認可保育所を廃止又は休止するときは、浦安市との協議を必要とし、運営事業者の意思のみで廃止又は休止を行うことはできません。
- (5) 開設後、定員まで児童が入所することを保証するものではありません。
- (6) 今回の認可保育所設置・運営事業者募集に際して浦安市が提供する資料を、申請目的以外で使用するを一切禁じます。また申請目的であっても、浦安市の許可なく第三者に資料を提供したり内容を提示したりすることを禁じます。



(7) 選定された事業者は、速やかに設計業務を行い、関係部署との協議（各種事前協議、確認申請等）を整えること。

## D. 補助金

### D 1. 整備費に対する補助金

---

整備費に対する補助金は、国の保育対策総合支援事業費補助金の「保育所等改修費等支援事業」（基準額 3200 万円：補助率国 2/3、市 1/12、市独自加算 900 万円：補助率 3/4、平成 29 年度実績。これとは別に、基準額定員×280 万円：補助率県 1/8、県単独補助平成 30 年度新設予定あり）を対象とし、浦安市私立保育所等施設整備費補助金の交付要綱等に基づき交付いたします。補助制度が変更となった場合は、変更後の補助制度に基づき交付いたします。

#### 【整備費補助：例】

総工事費 5000 万円、対象経費 4800 万円、定員 60 名の場合

#### 【国・市】

対象経費 4800 万円と基準額 3200 万円+900 万円を比較して、4100 万円の方が小さいため、

$4100 \text{ 万円} \times (\text{国補助率 } 2/3 + \text{市補助率 } 1/12) = \text{補助額 } 3075 \text{ 万円}$

#### 【県】

対象経費 4800 万円と基準額 60 人×280 万円=1 億 6800 万円を比較して、4800 万円の方が小さいため、

$4800 \text{ 万円} \times (\text{県補助率 } 1/8) = \text{補助額 } 600 \text{ 万円}$

### D 2. 運営費に対する補助金

---

運営費に対する補助金は、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 1 項に基づく委託費を支出します。また、浦安市私立保育所等運営費等補助金の交付要綱等による加算補助（下記項目参照）があります。

保育士等処遇改善費補助事業

私立保育所等運営費補助事業

保育教材購入費補助事業

給食材料費補助事業

予備保育士等設置費補助事業

完全給食用調理員設置費補助事業

看護師等設置費補助事業

障がい児保育費補助事業

備品購入費補助事業

施設修繕費補助事業  
賃借料補助事業  
第三者評価費補助事業  
嘱託医補助事業  
連携施設経費補助事業  
延長保育費補助事業  
地域子育て支援センター事業費補助事業  
一時預かり補助事業  
病後児保育費補助事業

私立保育所等宿舍借り上げ支援事業  
浦安市保育士養成修学資金貸付事業

ただし、国が定める公定価格の改定等が実施された場合、補助制度が変更となった場合は、補助内容に変更が生じることがあります。

## **E. 問い合わせ**

### **E 1. 問い合わせ**

---

浦安市役所健康こども部保育幼稚園課管理係

住所 浦安市猫実 1 - 1 - 1

電話 047-712-6442（管理係直通：全般に関すること）

047-712-6441（運営指導係直通：運営費に対する補助金に関すること）

E-mail [hoyou@city.urayasu.lg.jp](mailto:hoyou@city.urayasu.lg.jp)